

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
1	第79回理事会	個人の印影	条例第4条第2号	開示された場合、これを悪用する者により財産等が侵奪されるなど、個人の権利利益が害されるおそれがある。	×(不開示)
		調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
3	第80回理事会	個人の印影	条例第4条第2号	開示された場合、これを悪用する者により財産等が侵奪されるなど、個人の権利利益が害されるおそれがある。	×(不開示)
5	第81回理事会	個人の印影	条例第4条第2号	開示された場合、これを悪用する者により財産等が侵奪されるなど、個人の権利利益が害されるおそれがある。	×(不開示)
7	第82回理事会	個人の印影	条例第4条第2号	開示された場合、これを悪用する者により財産等が侵奪されるなど、個人の権利利益が害されるおそれがある。	×(不開示)
9	第83回理事会	個人の印影	条例第4条第2号	開示された場合、これを悪用する者により財産等が侵奪されるなど、個人の権利利益が害されるおそれがある。	×(不開示)
		調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
10	第83回理事会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
11	第84回理事会	個人の印影	条例第4条第2号	開示された場合、これを悪用する者により財産等が侵奪されるなど、個人の権利利益が害されるおそれがある。	×(不開示)
		調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
12	第84回理事会	工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
13	第231回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
14	第232回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
15	第233回GK会	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
16	第234回GK会	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
17	第235回GK会	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
18	第236回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		委託に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
19	第237回GK会	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
20	第238回GK会	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
21	第239回GK会	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
23	第240回GK会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
24	第241回GK会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
25	第242回GK会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
26	第243回GK会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
27	第244回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
29	第245回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
30	第246回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
31	第247回GK会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
32	第248回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
33	第249回GK会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
34	第250回GK会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
35	第251回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
36	第252回GK会	調停に関する事項	条例第4条第3号ア	調停制度が非公開を前提に行われるものであること及びこの情報が明らかになると、当事者である法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
37	第253回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
38	第254回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
39	第255回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
40	第256回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
41	第257回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
42	第258回GK会	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		工事に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
43	会議等報告書 H7. 4. 21	産業廃棄物処分に 係る申請者の情報	条例第4条第5号	他の実施機関で開示されている事実が判明したことから、全面開示することとした情報である。	○(開示)
44	会議等報告書 H7. 5. 24	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
47	会議等報告書 H7. 5. 26	産業廃棄物の想定 処分費用	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
		産業廃棄物の想定 数量	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地の過去の利用経過を明らかにし、当該土地区画整理事業地内の土地の安全性を判断する材料となる情報で、人の生命、健康、生活又は財産を保護する上で重要なものであることから、開示すべきである。	○(開示)
49	会議等報告書 H7. 6. 5	産業廃棄物処理に 関する技術提案を 行った法人の名称	条例第4条第3号ア	技術提案した内容を基に同法人の技術に対する評価や事業活動に影響を及ぼす可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
50	会議等報告書 H7. 6. 8	産業廃棄物処理に関する技術提案を行った法人の名称	条例第4条第3号ア	技術提案した内容を基に同法人の技術に対する評価や事業活動に影響を及ぼす可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
51	会議等報告書 H7. 6. 13	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		産業廃棄物を土地 区画整理事業地内 に処分した法人の名	条例第4条第3号ア	軟弱地盤対策について検討するために聴取した情報(産業廃棄物の処分に関する情報)を基に法人が不当に評価される可能性がある。	×(不開示)
		調査費用	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
53	会議等報告書 H7. 6. 18	産業廃棄物処理に関する技術提案を行った法人の名称	条例第4条第3号ア	技術提案した内容を基に同法人の技術に対する評価や事業活動に影響を及ぼす可能性がある。	×(不開示)
		調査費用	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		他の土地区画整理事業の法人の名称	条例第4条第3号ア	軟弱地盤対策について検討するために聴取した情報(他の市町村の土地区画整理事業に関する情報)を基に法人が不当に評価される可能性がある。	×(不開示)
54	会議等報告書 H7. 9. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
55	会議等報告書 H10. 8. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
56	会議等報告書 H10. 8. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
57	会議等報告書 H10. 8. 8	個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		他の市町村の土地 区画整理事業が特 定される法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業の保留地処分の情報などに関する組み合わせることにより、他の市町村の土地区画整理事業の評価に影響を及ぼし、土地区画整理事業を行う法人の正当な利益を害する可能性がある。	×(不開示)
58	会議等報告書 H11. 5. 19	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及 び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
59	会議等報告書 H11. 5. 19	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及 び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
60	会議等報告書 H11. 5. 19	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及 び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
61	会議等報告書 H11. 6. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
62	会議等報告書 H11. 6. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
63	会議等報告書 H11. 5. 19	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
64	総会会議録 H15. 12. 14	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
75	第1部会活動 記録票 H8. 10. 25	個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
80	第1部会活動 記録票 H8. 11. 20	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
89	準備委員会・ 役員会会議録 H9. 5. 24	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
107	事業説明会会 議録 H9. 10. 18 H9. 10. 19	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
108	事業説明会会 議録 H9. 10. 18 H9. 10. 19	個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
109	事業説明会会 議録 H9. 10. 18 H9. 10. 19	個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
110	事業説明会会 議録 H9. 10. 18 H9. 10. 19	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
111	事業説明会会議録 H9. 10. 18 H9. 10. 19	個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
112	組別説明会会議録 H9. 11. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
113	組別説明会会議録 H9. 11. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
114	組別説明会会議録 H9. 11. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
115	組別説明会会議録 H9. 11. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
116	組別説明会会議録 H9. 11. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
120	第1部会会議録 H9. 12. 25	個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
122	第1部会会議録 H9. 12. 25	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
127	準備委員会・役員会会議録 H10. 2. 12	個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
132	第1部会会議録 H10. 3. 7	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
137	第1部会会議録 H10. 9. 26	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
138	総会会議録 H10. 10. 24	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		会議に出席した任意の組織に属する個人の情報	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報は含まれておらず、その他の情報と組み合わせても個人を識別することはできない情報で、開示すべき情報である。	○(開示)
142	総会会議録 H10. 11. 21	会議に出席した任意の組織に属する個人の情報	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報は含まれておらず、その他の情報と組み合わせても個人を識別することはできない情報で、開示すべき情報である。	○(開示)
147	役員会会議録 H10. 12. 12	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
149	準備委員会会議録 H11. 2. 13	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
154	役員会会議録 H11. 2. 13	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
159	総会会議録 H11. 6. 5	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		会議に出席した任意の組織に属する個人の情報	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報は含まれておらず、その他の情報と組み合わせても個人を識別することはできない情報で、開示すべき情報である。	○(開示)
160	総会会議録 H11. 6. 5	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
164	全体会議録 H11. 6. 26	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
165	全体会議録 H11. 6. 26	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
166	全体会議録 H11. 6. 26	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		産業廃棄物の想定 処分費用	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
		任意組織の名称及 び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
170	第3回地権者 説明会会議録 H11. 7. 3	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
171	第3回地権者 説明会会議録 H11. 7. 3	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
172	第3回地権者 説明会会議録 H11. 7. 3 H11. 7. 4	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及 び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
173	第3回地権者 説明会会議録 H11. 7. 3	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
174	第3回地権者 説明会会議録 H11. 7. 3	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
180	全体会議録 H11. 8. 28	任意組織の名称及 び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
181	全体会議録 H11. 9. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
184	全体会議録 H11. 9. 25	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
188	全体会議録 H11. 10. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
190	全体会議録 H11. 10. 23	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
195	全体会議録 H12. 2. 11	個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
196	全体会議録 H12. 2. 11	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
197	全体会議録 H12. 4. 1	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
202	役員会議録 H12. 4. 29	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
203	役員会議録 H12. 4. 29	個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
204	総会及び全体会議録 H12. 5. 27	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
205	総会及び全体会議録 H12. 5. 27	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
207	役員会・第2部会合同会会議録	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
208	役員会・第2部会合同会会議録 H12. 7. 1	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
209	役員会・第2部会合同会会議録	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
210	全体会議録 H12. 10. 7	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
214	全体会議録 H12. 10. 21	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
216	全体会議録 H12. 10. 29	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
219	地権者説明会会議録 H12. 11. 5	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
220	地権者説明会 会議録 H12. 11. 5	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
221	地権者説明会 会議録 H12. 11. 5	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
222	全体会議録 H12. 11. 12	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
223	全体会議録 H12. 11. 12	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		任意組織の内部管理の一部を受託された法人の名称	条例第4条第3号ア	任意組織と任意組織から受託された当事者法人のみが知り得る内部管理の情報が第三者に知られ、任意組織と任意組織から受託された法人の正当な利益を害するおそれがある。	×(不開示)
224	準備委員会のうち有志会議録 H12. 11. 14	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
225	準備委員会のうち有志会議録	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
227	6・7組説明会 会議録 H12. 11. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
228	6・7組説明会 会議録 H12. 11. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
229	全体会議録 H12. 11. 25	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者のうち、同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
230	全体会議録 H12. 11. 25	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の国籍情報	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
231	全体会議録 H12. 11. 25	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
232	全体会議録 H12. 12. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
233	全体会議録 H12. 12. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
234	全体会議録 H12. 12. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の特定の地域 が判別される法人の	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業に関する同意・未同意に関する情報が第三者に知られ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとともに、地権者の同意取得に取り組む土地区画整理事業者の意向が誤解されたり、無用な憶測を招く可能性がある。	×(不開示)
235	7組意見交換 会会議録 H12. 12. 10	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
236	7組意見交換 会会議録 H12. 12. 10	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
237	7組意見交換 会会議録 H12. 12. 10	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
238	全体会会議録 H12. 12. 23	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
239	全体会議録 H12. 12. 23	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
240	全体会会議録 H12. 12. 23	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
241	全体会会議録 H13. 1. 20	任意組織の名称及び 役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者のうち、 同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
242	全体会会議録 H13. 1. 20	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
243	役員会会議録 H13. 1. 31	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
244	役員会会議録 H13. 1. 31	個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
245	役員会会議録 H13. 1. 31	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
246	全体会会議録 H13. 2. 4	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
247	役員会会議録 H13. 2. 4	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
249	全体会会議録 H13. 2. 12	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
250	全体会会議録 H13. 3. 12	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
251	全体会会議録 H13. 2. 12	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
252	全体会会議録 H13. 2. 12	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
253	全体会会議録 H13. 2. 12	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
254	全体会会議録 H13. 2. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
255	全体会会議録 H13. 2. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
256	全体会会議録 H13. 2. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
257	全体会会議録 H13. 2. 18	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
258	全体会会議録 H13. 2. 23	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
259	全体会会議録 H13. 2. 23	土地区画整理事業 地内の地権者のうち、 同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
260	全体会議録 H12. 12. 23	個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		任意組織の名称及び 役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
261	全体会会議録 H13. 3. 2	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び 役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
262	全体会会議録 H13. 3. 2	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人 の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び 役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
263	全体会議録 H13. 3. 2	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者である 法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
264	全体会議録 H13. 3. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者である 法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		任意組織の名称及び 役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
265	全体会議録 H13. 3. 9	個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		土地区画整理事業 同意者数	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び 役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人 の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
266	全体会会議録 H13. 3. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
267	全体会会議録 H13. 3. 23	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
268	全体会会議録 H13. 3. 23	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
269	全体会会議録 H13. 3. 23	個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
270	全体会議録 H13. 3. 23	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
271	全体会議録 H13. 3. 31	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
272	全体会議録 H13. 3. 31	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者のうち、同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
273	全体会会議録 H13. 3. 31	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
274	全体会会議録 H13. 3. 31	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
276	全体会会議録 H13. 4. 8	土地区画整理事業地内の地権者のうち、同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
277	全体会会議録 H13. 4. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者のうち、同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
279	全体会会議録 H13. 4. 13	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
280	全体会会議録 H13. 4. 13	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者のうち、 同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人 の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
281	全体会会議録 H13. 4. 28	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者のうち、 同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
282	全体会会議録 H13. 4. 28	任意組織の名称及び 役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人 の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
283	全体会会議録 H13. 4. 28	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
284	全体会会議録 H13. 4. 28	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
285	全体会会議録 H13. 4. 28	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
286	全体会議録 H13. 4. 28	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
287	全体会議録 H13. 4. 28	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
290	全体会議録 H13. 5. 13	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
291	全体会議録 H13. 5. 13	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
292	全体会議録 H13. 5. 13	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
293	全体会議録 H13. 5. 26	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者のうち、同意者・未同意	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
294	全体会会議録 H13. 5. 26	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
295	全体会会議録 H13. 6. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
296	全体会会議録 H13. 6. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
297	全体会会議録 H13. 6. 9	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
299	全体会会議録 H13. 6. 23	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
300	全体会会議録 H13. 6. 23	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者である 法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
301	全体会会議録 H13. 7. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
302	全体会会議録 H13. 7. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の職業	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
303	全体会会議録 H13. 7. 8	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
304	全体会会議録 H13. 7. 21	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の国籍情報	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
305	全体会会議録 H13. 7. 21	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個 人の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
307	全体会議録 H13. 8. 5	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者である 法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
308	全体会議録 H13. 8. 5	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
309	全体会議録 H13. 8. 5	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
310	全体会議録 H13. 8. 25	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人 の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び 役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
311	全体会会議録 H13. 8. 25	任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の健康状態	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
		個人の資産	条例第4条第2号	プライバシー性が高く、通常他人に知られたくない情報で、開示されると無用な詮索・差別などにより個人の正常な日常生活に支障をきたす可能性がある。	×(不開示)
312	全体会会議録 H13. 8. 25	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
313	塩草21の会との合同会会議録 H13. 9. 15	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
314	塩草21の会との合同会会議録	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
315	塩草21の会との合同会会議録	土地区画整理事業地内の地権者である法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
316	全体会会議録 H13. 9. 29	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
317	全体会会議録 H13. 9. 29	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
318	全体会会議録 H13. 9. 29	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
319	全体会会議録 H13. 9. 29	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者である 法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
321	全体会会議録 H13. 10. 13	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		個人の家族情報、個人 の親族の情報	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
322	全体会会議録 H13. 10. 13	町内会の名称及び 役職者名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		土地区画整理事業 地内の地権者である 法人の名称	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業地内の地権者である法人と土地区画整理事業者との交渉に関する情報で、土地区画整理事業に対する同意の有無など交渉の当事者のみが知り得る情報が第三者に知られたり、土地区画整理事業者の信頼が失われる可能性がある。	×(不開示)
326	全体会会議録 H13. 10. 27	個人の住所	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
		町内会の名称及び 役職者名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
328	全体会会議録 H13. 11. 17	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)
334	会議録 H13. 12. 6	個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)

不開示情報の分類及び不開示情報該当性

ページ	公文書名	分類	該当する条例	不開示情報該当性の判断	開示の是非
336	準備委員会・ 役員会会議録 H14. 1. 15	委託に関する事項	条例第4条第3号ア	土地区画整理事業を行う法人が意思決定を行う為に必要な議論を行った過程の情報で、この情報が明らかになると不確定な段階の情報が当該法人の意向として誤解されたり、無用な憶測を呼ぶなど、法人の正常な事業活動が妨げられる可能性がある。	×(不開示)
		任意組織の名称及び役職名	条例第4条第2号	他の情報と照合することにより特定の個人が識別されることとなる情報である。	×(不開示)
		個人の氏名	条例第4条第2号	特定の個人を識別できる情報である。	×(不開示)